

毎週火、金曜日發行（但休日につき）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧  
馬伝染性貧血検査の実施  
鳥取県農業改良資金債務保証基準  
鳥取県農業改良資金貸付基準
- ◇選挙長告示 候補者の辞退
- ◇公告 理容師 美容師試験の合格者

## 告示

### 鳥取県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大国村第一土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦

覽に供する。

昭和三十一年八月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月十一日から同年八月三十日まで

三 縦覧の場所

西伯郡西伯町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第三百四十六号

馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十一年八月十日	鳥取県知事 遠 藤 茂	
一 実施の目的	馬伝染性貧血予防のため	
二 実施の区域	別表のとおり	
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	馬、ただし生後三箇月以内のものを除く	
四 実施の期日	別表のとおり	
五 検査の方法	臨床検査、赤血球数検査、担鉄細胞検査	
別表		
倉吉市、東伯郡		
検査月日	検査区域	検査場所
八月二十三日	倉吉市旧北谷村	同上
"	" 旧高城村	"
二十四日	" 旧市内	"
"	" 旧社村	"
二十七日	東伯町旧上郷村、下郷村	"
"	旧浦安町、八橋町	"
二十八日	赤碓町旧赤碓町、安田村	"
"	" 旧成美村	"
二十九日	中山村旧上中山村	"
"	" 旧下中山村	"
三十日	倉吉市旧上小鴨村、小鴨村	"
西伯郡		
八月二十一日	名和町旧光徳村	同上
二十二日	" 旧名和村	"
二十三日	" 旧庄内村	"
二十四日	大山町旧大山村	"
二十七日	"	"
二十八日	" 旧所子村	"
二十九日	" 旧高麗村	"
三十日	淀江町旧宇田川村	"
三十一日	" 旧淀江町大和村	"

鳥取県告示第三百四十七号			
鳥取県農業改良資金債務保証基準を次のとおり定める。			
昭和三十一年八月十日			
鳥取県知事 遠 藤 茂			
農業改良資金債務保証基準			
鳥取県農業改良資金債務保証規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号)に基き保証の対象となる施設資金は同規程によるほか、この基準による。			
資金の種類	貸付対象施設の種類	貸付の相手方	標準事業費
一 水田水口冷水被害防止施設の造成に要する資金	硬質ビニール板	硬質ビニール板 一反当り一三〇メートル 五、七二〇円	四 毎月
二 耕作用トラクターの取得に要する資金	動力耕りん機、ガクデントラクター及び営農用トラクター等	動力耕りん機 二五〇、〇〇〇円 営農用トラクター 一、〇〇〇、〇〇〇円	九 四月 年
三 病害虫防除用動力機具の取得に要する資金	動力付噴霧機及び動力付撒粉機	動力付噴霧機 一〇〇、〇〇〇円 動力付撒粉機 五〇、〇〇〇円	四 毎月
四 畜力用農機具の取得に要する資金	畜力用機具(犁、カルチベーター土入機等)で二機種以上を組合せたもの	畑用犁、カルチベーター本機(五本爪)カルチベーター部品(大培土等)土入機を組合せたもの計 二〇〇、〇〇〇円	九 四月 年
		開拓者及び自作農維持創設資金融通法に基き融資を受けた者を除く	

五 果樹又は野菜の給水施設 の取得又は造成に要する 資金	果樹園貯水槽及び付帯施設並 びに灌水ポンプ及び付帯施設	〃	〃	灌排水機、動力機及び付帯施設 一基 七五、〇〇〇円	十 毎 月 年
六 簡易かんがい排水施設 の取得又は造成に要する 資金	かんがい排水ポンプ及び付帯 施設	〃	〃	〃	十五 毎 月 年
七 飼料用動力カッタの 取得に要する資金	飼料用動力用カッタ1	〃	〃	動力カッタ 大型 一基 一五、〇〇〇円 小型 一基 一〇、〇〇〇円 動力機 大型 一基 三〇、〇〇〇円 小型 一基 二〇、〇〇〇円	十五 毎 月 年
八 たい肥舎の造成に要す る資金	原則として大家畜保有農家の たい肥舎の新設	〃	〃	〃	十四 毎 月 年
九 畜舎の造成に要する資 金	畜舎の新設（これに直接付帯 する尿溜を含む）	〃	〃	〃	十四 毎 月 年
十 サイロの造成に要する 資金	サイロの新設	〃	〃	〃	十五 毎 月 年
十一 農林大臣の定める規 模（事業費額一〇〇〇〇 〇〇円）をこえない規模 の土地改良事業に要する 資金	一団地の事業に対する融資額 一〇〇〇〇〇円以下又は 一〇〇〇〇〇坪以下の土地改良 に要する資金	〃	〃	〃	十五 毎 月 年

鳥取県告示第三百四十八号 鳥取県農業改良資金貸付基準を次のとおり定める。 昭和三十一年八月十日	鳥取県告示第三百二十二号 鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）により行う技術導入資金の貸付は、同 規程によるほかこの基準によるものとする。	〇〇〇円以下又は事業費二百 メートル以下の農道築道及び 付帯施設	農道一メートル当り 七〇〇円 （イ）手動式一メートル当り 五〇〇円 （ロ）動力式一メートル当り 五〇〇円 （ハ）動力式一メートル当り 五〇〇円 但し標準貸付金額は右の標準事 業費に含まれる自己負担労働費 を除く金額の八〇％とする。	五 月
農業改良資金貸付基準	鳥取県知事 遠 藤			
一 保温折衷苗代を設置す るために必要な資材の購 入に要する資金	貸付対象資材	貸付の相手	標準事業費	貸付申請時期 （貸付時期）
温床紙	水稲健苗育成施設普及促進法 （昭和二十九年法律第二十二 号）第三十九条第三項の規定 により知事（第三項の地区を 指定した農業者又はその組織 する団体に限る。）がその組織	坪当り 温床紙購入費 六〇〇円	一月一日 （二月一日）	

二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	耕土培養法施行規則（昭和二十八年農林省令第二号）第一条に規定する資材	一〇町以上の桑園を有する市の区域内の農業者又はその組織する団体に限る。	貸付のつど決定する	秋落水田改良（四月一日） 酸性土壌改良（八月一日） （九月一日）
三 桑園の改植を行うために必要な桑苗の購入に要する資金	桑苗	町当り 桑苗 六、〇〇〇本 三三、四〇〇円	十月一日 （十一月一日）	

### 鳥取海区漁業調整委員会 委員選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第四号  
昭和三十一年八月十日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙において次のとおり候補者であることを辞退する旨の届出があつた。

昭和三十一年八月十日  
鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 浜口 虎太郎

届出月日	委員候補者氏名	党派	職業	性別	生年月日	住 所
八月九日	倉立 俊明	無所属	漁業	男	明治三十三年八月八日	米子市河三柳二、二五五番地
八月九日	まつもとよしひさ 松本 吉久	無所属	漁業	男	明治二十九年十二月二十日	米子市葭津一、七七二番地

### 公 告

昭和三十一年七月二十九日施行した理容師、美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

一 理容師	鳥取県知事 遠藤 茂
植田美佐子	中島 弘美
田淵 昭二	中田 輝雄
中原 和之	林 展正
都宮 勝人	勝原久美子
池本伊津子	信組多津江
池田 広子	宮下 武司
	足山 実
	藤田 恒夫
	新藤 幸子
	錫木 隆
	山口 光子
	小林 武
二 美容師	住口 弘惠
長田智代子	河上一昌
山内 雅	山根 政美
細砂 絹江	池本 能子
和田 恒彦	谷 琴美
木村 愛子	宮脇信之助
十代田捷彦	徳野 昇
勝原 晴美	野村 洋明
青砥 清美	足岡 春枝
恒松 弘子	柿田 茂子
加藤 峯子	福永美代子
中島 澄子	熊中 藤江
	野田日出子
	石破 秋子
	網浜 茂野
	福瀬 雪幸
	北村 敦恵
	小谷 典子
	諸家早智恵
	望月ちか子
	植木 幸枝
	大田美智代
	岩田 君子

八月九日	八月九日	無所属	無所属	男	男	明治三十五年十二月十五日	明治三十五年十二月十五日
みはと	きたろう	無所属	無所属	男	男	岩美郡岩美町大字岩本一、一八三番地	岩美郡岩美町大字岩本一、一八三番地
きたはしのぶいち	喜太郎	無所属	無所属	男	男	東伯郡泊村大字泊一、五二二番地	東伯郡泊村大字泊一、五二二番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

影井かづ子	大野みつ子	吉田 政枝
山根 園枝	菊地 章子	小岩 節子
竹内八重子	田口 正子	谷口 敦美
福本 愛子	太田 典代	佐野 悦子
小川 公惠	芳田よし子	鈴木 惠子
伊田 寿子	徳永 久子	

鳥取縣鳥取市東町取印所  
鳥取縣鳥取市東町取印所  
鳥取縣鳥取市東町取印所